JACDS ダイレクトニュース

発行：日本チェーンドラッグストア協会　広報担当

薬剤の配送料に関する国費支援の骨格が示されました

（電話・情報機器を用いた処方箋調剤及び服薬指導関連）

４月 10 日付け厚生労働省事務連絡通知により電話・情報機器を用いた処方箋調剤及び服薬指導が時限的・特例的に容認されましたが、これに関連して配送費の国費支援の骨格が示されましたので、お知らせします（ＪＡＣＤＳダイレクトニュース第２号の続編）。

（別添　４月23日都道府県薬剤師会あて局長通知　薬局における薬剤交付支援事業の実施について）

１．対象

患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費

２．補助額

処方箋備考欄「０４１０対応」		配送費マイナス 100 円
同	「CoV自宅」「CoV 宿泊」	配送費の全額

３．支援事業実施者

都道府県薬剤師会

ＪＡＣＤＳ会員薬局も都道府県薬剤師会に請求し、同会から支払われることになります。

※地方自治体から支払う場合には、自治体の予算措置と議会の議決が必要なため迅速な対応ができないことから、薬剤師会に依頼したと聞いています。

詳細は、今後、都道府県薬剤師会から示される予定。

４．事業開始

補正予算成立日（現在国会で審議中）

■ 留意事項

厚生労働省医薬・生活衛生局及び日本薬剤師会には、「国費の支給であり、差別的な取扱いは許されない」旨の申し入れをしています。問題がある場合にはご連絡ください。

文責　中澤

日本チェーンドラッグストア協会　事務局

〒２２２-００３３　神奈川県横浜市港北区新横浜２-５-１０楓第２ビル４階

ＴＥＬ. ０４５-４７４-１３１１　　ＦＡＸ. ０４５-４７４-２５６９